

妊娠したときに医療費控除の対象となる範囲とは…

- 1 対象となる医療費 → 現在は、42万円を超えた場合に超えた分を支払い旨の『申請』をすれば、差額の負担で済む。
 - (1) 助産婦による分娩の介助
 - (2) 助産婦が行う保健指導
 - (3) 出産のための健康診断（新生児の健康診断もOK）→ 出産の前後は問わず
 - (4) 不妊症の治療費
 - (5) 人工授精に要する費用

- 2 医療費を補てんする保険金等（出産育児一時金） → 医療費の金額より控除する。
 - (1) 本人 → 出産届を出すと同時に申請が必要
 - ① 健康保険…一律 420,000 円
 - ② 共済組合…最低保障額 420,000 円
 - ③ 国民健康保険（つくば市、土浦市、荃崎町、阿見町、牛久市）…一律 420,000 円
 - ※ 出産手当金（出産のため勤務ができないことにより社会保険から支給されるもの）は医療費の金額から控除されない。 → 給与所得として課税
 - (2) 配偶者 → 出産届を出すと同時に申請が必要
(夫の保険の扶養になっている場合に限る。)
 - ① 健康保険…一律 420,000 円
 - ② 共済組合…最低保障額 420,000 円
 - ③ 国民健康保険（つくば市、土浦市、荃崎町、阿見町、牛久市）…一律 420,000 円

- 3 対象とならない医療費
 - (1) 出産のために頼んだ家政婦に対して支払った費用
 - (2) 差額ベット代（自己都合により支出した場合）

※やむをえない理由（相部屋が空いてなくて個室しかない場合など）のより支払った差額ベット代は、医療費控除は適用できる。